平成２９年（フ）第２４０６号
横浜市青葉区鴨志田町802番地11　第一関根ハイツ205号
債務者　高橋　　望（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４１号
東京都八王子市高倉町65番地４豊田芙蓉ハイツ305号
債務者　金田　浩美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２３９号
静岡県沼津市大平133番地の１
破産者　田島電機株式会社
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
静岡県沼津市千本東町31番地の１
破産者　有限会社森田卓次郎商店
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
静岡県伊豆市松ケ瀬278番地の11
破産者　有限会社静岡石材工業
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
最後の住所　山形県飽海郡遊佐町上蕨岡字城出32番地
破産者　被相続人鳥海広の相続財産
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１８９号
静岡県駿東郡清水町伏見621番地の10
破産者　有限会社天下堂
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目15番55号
破産者　株式会社三桝建設
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目11番18号
破産者　有限会社篠原工務所
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９８５号
福岡市東区塩浜１丁目８番２号
破産者　ショクシン株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６０号
札幌市中央区南４条西16丁目１番20号
破産者　株式会社ＢＥＡＲＥ
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８５号
東京都八王子市狭間町1800番地42
破産者　新居　　弘
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０９８号
埼玉県新座市馬場１丁目９番33号ピアフィールドⅢ201号室、開始決定時の住所東京都小平市天神町２丁目207番地の３ライオンズヴィアーレ小平105号
破産者　達谷窟ゆかり
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
富山市山田湯1017番地
破産者　山田温泉株式会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
長野県北佐久郡御代田町大字豊昇1136番地１
破産者　有限会社大信設備
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第６６３号
名古屋市東区矢田５丁目１番３号
破産者　株式会社ブラスト
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
広島市安佐南区安東６丁目14番10号、破産手続開始決定時の住所島根県雲南市加茂町加茂中992番地１
破産者　内部　良文
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
広島県広島市安佐南区安東６丁目14番10号、破産手続開始決定時の住所島根県雲南市加茂町加茂中992番地１
破産者　内部　和良
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
島根県安来市能義町113番地
破産者　細田　修司
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
松江市東朝日町278―10彩りテラス東朝日町、住民票上の住所松江市美保関町片江540番地４
破産者　澁谷　好広
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部